

第5回子ども・子育て会議 協議事項資料

(2) こども園料について

— こども園料以外の利用料金 —

【特別保育等】

	料金	上限
延長保育料	200 円/30 分	8,000 円
一時預かり事業	1,000 円/半日	
病児・病後児保育料	1,000 円/半日	
すみずみ子育て支援事業	350 円/1 時間	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	生活保護世帯 0 円	
	市民税非課税世帯 1,100 円/日	
	上記以外の世帯 *2 歳未満児 5,400 円/日 *2 歳以上児 2,800 円/日	

(3) 教育・保育の必要性について

【保育を必要とする事由として認める期間】

事由	期間等	利用可能時間
就労	*48 時間以上/月：短時間保育	8 時間
	*120 時間以上/月：保育標準時間	11 時間
妊娠・出産・育休	生まれた子が 1 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月末まで	11 時間
疾病・障害	回復しても希望があれば、年度内は認定継続	11 時間
介護・看護	同上	11 時間
災害・復旧	同上	11 時間
求職活動	90 日	11 時間
就学	期間終了まで	11 時間
虐待や DV のおそれ	状況に応じて対応	11 時間
その他		